

狭山茶ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、狭山茶ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザイン)

第2条 デザインは次のとおりとする。ただし単色も可とする。



通常バージョン



白抜きバージョン

(使用承認申請)

第3条 ロゴマークを使用するものは、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、埼玉県知事（以下「知事」という）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 一 狭山茶の生産者及び生産者団体が使用するとき。
- 二 埼玉県内の地方公共団体が使用するとき。
- 三 埼玉県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- 四 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用承認)

第4条 知事は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認する。

- 一 狭山茶の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。

き。

- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、知事がロゴマークの使用について不相当であると認めるとき。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行う。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用すること。
- 二 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。
- 三 当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 四 その他、知事が特に付した条件に従って使用すること。

（承認内容の変更）

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前号の承認は、ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（使用承認の取消）

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

（補則）

第8条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月14日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

ロゴマーク使用承認申請

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、ロゴマークを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、原稿等）

様式第2号（第4条、第6条関係）

ロゴマーク使用（変更）承認書

年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用（変更）については、
下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）ロゴマーク使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）狭山茶ロゴマーク使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

号

様式第3号（第6条関係）

ロゴマーク使用変更承認申請

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）